

平成30年7月豪雨による災害に係る  
被災者生活再建支援法の適用団体一覧  
(平成30年8月2日(木曜)11時00分現在)

【 該当区域 】	【 適用基準 】 (支援法施行令)	【 適用日(決定日) 】
岐阜県(1市) 関市 <small>せきし</small>	第1条第1号	7月8日 ( 7月13日 )
京都府(1市) 綾部市 <small>あやべし</small>	第1条第6号	7月5日 ( 7月9日 )
兵庫県(2市) 神戸市 <small>こうべし</small> 宍粟市 <small>しそし</small>	第1条第2号 第1条第6号	7月5日 ( 7月26日 ) 7月5日 ( 7月9日 )
島根県(2市町) 江津市 <small>こうつし</small> 邑智郡川本町 <small>おおちぐんかわもとまち</small>	第1条第1号 第1条第2号	7月6日 ( 7月12日 ) 7月6日 ( 7月17日 )
岡山県(県内全域) (27市町村)	第1条第3号	7月5日 ( 7月14日 )
広島県(県内全域) (23市町)	第1条第3号	7月5日 ( 7月13日 )
山口県(1市) 岩国市 <small>いわくにし</small>	第1条第1号	7月6日 ( 7月13日 )

【 該当区域 】	【 適用基準 】 (支援法施行令)	【 適用日(決定日) 】
愛媛県(県内全域) (20市町)	第1条第3号	7月5日 ( 7月26日 )
高知県(3市町)		
宿毛市 <small>すくもし</small>	第1条第6号	7月8日 ( 8月1日 )
香南市 <small>こうなんし</small>	第1条第6号	7月6日 ( 8月1日 )
幡多郡大月町 <small>はたぐんおおつきちょう</small>	第1条第6号	7月8日 ( 7月25日 )
福岡県(3市)		
北九州市 <small>きたきゅうしゅうし</small>	第1条第2号	7月5日 ( 8月2日 )
飯塚市 <small>いづかし</small>	第1条第1号	7月5日 ( 7月12日 )
嘉麻市 <small>かまし</small>	第1条第6号	7月5日 ( 7月13日 )

**【適用団体】** 10府県、83市町村